

# 地方自治体における 地域包括ケアシステム構築に向けた 「保険外サービス」の活用に関する ポイント集・事例集



2018年3月

株式会社日本総合研究所



# はじめに 本ポイント集・事例集作成の背景

いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、介護ニーズも増大することが想定される中で、国民一人一人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが各地で進んでいます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活支援など、高齢者の抱える多様なニーズに対応したサービスが充実していくことが求められており、そのためには、介護保険制度に基づくサービスはもちろんのこと、保険給付の対象とはならないニーズに対応する民間サービス（保険外サービス）が充実することも重要です。

このため、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するに当たっては、高齢者の抱える多様なニーズに対応できるよう、地域の実情に応じて保険外サービスの活用を促進することの意義は大きく、地方自治体による取り組みの中には、ホームページ等を通じて住民に対して保険外サービスに関する情報を発信する、民間事業者と連携して地域住民に求められる保険外サービスの創出支援を行う等、保険外サービスを積極的に活用している事例も見られます。

他方で、地域における保険外サービスに関する情報が把握・整理されていない、地域にある保険外サービスが高齢者のニーズにうまくマッチング出来ていない、そもそも地域にサービスが不足している等の様々な課題により、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する上で、保険外サービスが活用されていない地方自治体も見られます。

## 「保険外サービス」の例

- 家事代行
- 食事宅配
- 買い物支援・移動販売・宅配
- 見守り・安否確認
- 運動・フィットネス・健康管理
- 通い・交流の場・サロン
- 外出・旅行支援
- 訪問理美容・整容
- 各種相談サービス
- 住まい
- 趣味・楽しみ など

そこで、本ポイント集・事例集では、地域包括ケアシステムの構築や地域における様々な問題の解決において、保険外サービスを活用している・しつつある自治体の取り組み事例を整理し、保険外サービスを活用する際の課題を乗り越えるためのポイント・ヒントを取りまとめています。

また、地域において保険外サービスが普及・促進されることは、高齢者一人ひとりの生活の質の向上が図られるだけでなく、地域の活性化や街づくりにつながる取り組みでもあります。保険外サービスの担い手の多くは、地域の民間事業者であり、地域の民間事業者が高齢者の暮らしの課題・ニーズに目を向けることは、新たな需要への対応、市場の創出につながる可能性を秘めているからです。従って、本ポイント集・事例集は、自治体で介護・福祉や地域包括ケアに関わる方だけではなく、産業振興や街づくりに関わる方など、幅広い立場の方に読んでいただきたいと考えています。

本ポイント集・事例集が、各地域の課題解決や暮らしやすい地域づくりにおいて、保険外サービスを活用する際の一助になれば幸いです。

### 読んでいただきたい方

- ・ 介護・福祉に関わる方
- ・ 地域包括ケアに関わる方
- ・ 地域商業の振興を含めた産業振興に関わる方
- ・ 街づくりに関わる方 など

### ポイント集・事例集の活用イメージ

- 高年齢者の抱える多様なニーズに対応するサービスの充実
- 高年齢者向けサービスの充実  
⇒地域の活性化、街の魅力向上

各自治体で

# 目次

本ポイント集・事例集の読み方	.....	p.4
本ポイント集・事例集の要旨	.....	p.5

## 1. 地域包括ケアシステム構築における保険外サービスの活用について p.6

- 1-1. 地域包括ケアシステムにおける保険外サービス
- 1-2. 高齢者の生活に関するニーズ
- 1-3. ケアマネジャーの意識と活用実態
- 1-4. 本ポイント集・事例集における保険外サービスの対象・内容
- 1-5. 保険外サービスの担い手

## 2. 地域の保険外サービスの充実において、自治体に期待される役割 p.12

- 2-1. 保険外サービス活用における課題
- 2-2. 自治体に期待される役割
  - ①4つの機能
  - ②4つの機能の地域差
  - ③生活支援コーディネーター・協議体との関連

## 3. 保険外サービスを活用する際のポイント・留意点(課題と解決に向けたヒント) p.16

- 3-1. 活用のポイント①地域の課題・ニーズの把握
- 3-2. 活用のポイント②地域資源・事業者の把握
- 3-3. 活用のポイント③活用の促進、ニーズとサービスのマッチング
- 3-4. 活用のポイント④地域で求められるサービスの創出

## 4. 各自治体での取り組み事例 p.39

### 地域での暮らしを支援する基盤の充実化(買い物難民対策、食事の提供、移動手段の確保など)

多摩市(団地の高齢化対策に民間の力を活用)	.....	p.40
北アルプス広域連合(配食、通いの場作り)	.....	p.42
東かがわ市(現場ケアマネの声から地域資源マップ作成)	.....	p.44
豊中市(地域課題の解決に向けた人材育成)	.....	p.46

### 地域の高齢者の課題解決×商業振興、産業振興

川崎市(地域課題解決と産業振興)	.....	p.48
函館市(おでかけリハビリによる介護予防・健康増進と地域活性化)	.....	p.50
近江八幡市(地元商業による“商助”の取り組み)	.....	p.52
伊達市(高齢者が暮らしやすい「ウェルシーランド構想」の実践)	.....	p.54

### 通いの場の充実化、介護予防の促進

中野区(民間を活用した通いの場の充実)	.....	p.56
神戸市(サロンの立ち上げ支援)	.....	p.58
大牟田市(地域密着介護事業者による通いの場)	.....	p.60
生駒市(介護予防の充実化と住民ニーズ把握)	.....	p.62
宮崎市(情報誌の作成・配布による支え合い意識の醸成)	.....	p.64
高石市(「健幸」の街づくりの一環としてのサービス開発の場作り)	.....	p.66

### 地域における多様な社会参加の場づくり、活用促進

豊明市(民間事業者との協定締結による保険外サービス創出・活用促進)	.....	p.68
大川市(総合事業後の多様な受け皿作り)	.....	p.70

### 地域の高齢者への暮らしを支援する情報の発信

東浦町(地域資源マップの作成)	.....	p.72
福岡市(市のWebサイトによる情報発信)	.....	p.74
立川市(Webを活用した関係者での情報共有と発信)	.....	p.76

### 地域高齢者の見守り・孤立防止

尾道市(情報誌配布と顔の見える関係構築による見守り・支援)	.....	p.78
台東区(民間事業者を巻き込んだ見守りネットワーク)	.....	p.80

## 自治体規模別索引

### 人口5万人未満

東かがわ市(現場ケアマネの声から地域資源マップ作成)	p.44
伊達市(高齢者が暮らしやすい「ウェルシーランド構想」の実践)	p.54
大川市(総合事業後の多様な受け皿作り)	p.70

### 人口5万人～10万人未満

東浦町(地域資源マップの作成)	p.72
高石市(「健幸」の街づくりの一環としてのサービス開発の場作り)	p.66
北アルプス広域連合(配食、通いの場作り)	p.42
豊明市(民間事業者との協定締結による保険外サービス創出・活用促進)	p.68
近江八幡市(地元商業による“商助”の取り組み)	p.52

### 人口10万人～30万人未満

大牟田市(地域密着介護事業者による通いの場)	p.60
生駒市(介護予防の充実化と住民ニーズ把握)	p.62
尾道市(情報誌配布と顔の見える関係構築による見守り・支援)	p.78
多摩市(団地の高齢化対策に民間の力を活用)	p.40
立川市(Webを活用した関係者での情報共有と発信)	p.76
台東区(民間事業者を巻き込んだ見守りネットワーク)	p.80
函館市(おでかけリハビリによる介護予防・健康増進と地域活性化)	p.50

### 人口30万人～50万人未満

中野区(民間を活用した通いの場の充実)	p.56
豊中市(地域課題の解決に向けた人材育成)	p.46
宮崎市(情報誌の作成・配布による支え合い意識の醸成)	p.64

### 人口50万人以上

川崎市(地域課題解決と産業振興)	p.48
神戸市(サロンの立ち上げ支援)	p.58
福岡市(市のWebサイトによる情報発信)	p.74

## 用語解説

保険外サービス	p.6
地域包括ケアシステム	p.7
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)と保険外サービス	p.7
生活支援コーディネーター	p.15
第1層、第2層	p.15
協議体	p.15

## 本ポイント集・事例集の読み方

保険外サービスの活用状況は地域によって様々です。それぞれの地域の状況に応じて、ご関心のある内容からお読みいただければと考えています。

<p>保険外サービスと 地域包括ケアシステムの 関わりを知りたい</p>	<p>1. 地域包括ケアシステム構築における 保険外サービスの活用について →p.6~11</p>	
<p>自治体として 保険外サービスにどのように 関わったらよいかわからない</p>	<p>2. 地域の保険外サービスの充実 において、自治体に期待される役割 →p.12~15</p>	
<p>保険外サービスの活用 に 取り組みたい・取り組んでいる</p>	<p>どのような分野に ニーズがあるか つかめていない ・整理されていない</p>	<p>3-1. 活用のポイント ①地域の課題・ニーズの把握 →p.18~20</p>
	<p>地域にどのような サービス、資源があるか つかめていない ・整理されていない</p>	<p>3-2. 活用のポイント ②地域資源・事業者の把握 →p.21~23</p>
	<p>地域にある サービス・資源が うまく活用されていない</p>	<p>3-3. 活用のポイント ③活用の促進、ニーズとサービスのマッチング →p.24~31</p>
	<p>地域に必要な 保険外サービスが 不足している</p>	<p>3-4. 活用のポイント ④地域で求められるサービスの創出 →p.32~37</p>
<p>街づくりや産業振興との 関わりを知りたい</p>	<p>1-5. 保険外サービスの担い手 まとめ 事例 →p.11 →p.38 →p.48~54</p>	
<p>同じような課題を抱える 自治体の事例を知りたい</p>	<p>→p. 2の目次参照</p>	
<p>同じくらいの規模の 自治体の事例を知りたい</p>	<p>→p. 3の目次参照</p>	

# 本ポイント集・事例集の要旨

地域包括ケアシステムにおける 保険外サービス	・地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、介護保険制度のサービスに加え、保険外サービスの充実が重要 →p.6、7
利用者のニーズ ケアマネジャーの意向	・緊急時対応、買い物・掃除・調理等幅広いニーズあり ・7割を超えるケアマネジャーが保険外サービスを紹介・提案 →p.8、9
保険外サービスの 対象・内容・担い手	・要支援・要介護の方に限らず、幅広い高齢者が保険外サービスの対象 ・「困りごとの解消」に留まらず、「楽しみ・喜び」につながるものまで内容は多様 ・介護保険事業者やNPOに限らず、様々な民間事業者が担い手になりえる →p.10、11
保険外サービス活用時の課題	・保険外サービス活用においては「サービスに関する情報不足」「ニーズ把握」「資源の不足」が課題 →p.12

自治体に期待される役割  
と課題解決のポイント

21自治体の事例より整理  
→p.39~81

自治体に期待される役割  
→p.13~15

→p.16~37

①地域の課題・ニーズの把握

②地域資源・事業者の把握

③ニーズとサービスのマッチング支援、サービス活用の促進

④地域で求められるサービスの創出

課題	解決のポイント
① 地域の課題・ニーズが把握・整理されていない 個々のサービスに関する利用意向がわからない	既存の調査や地域ケア会議から把握する 独自に調査・検証する
	利用意向を調査・検証する 小規模で実証し、需要を見極める
② 地域で提供されているサービスに関する情報が把握・整理されていない 事業者が積極的ではない 行政等間で情報が共有されていない	情報を出してもらうためのメリットを用意する 関係者の育成・関係作りを兼ねて情報収集する
	自治体から協力を呼びかけ、アプローチする 地域資源に関する情報集約・整理の仕組みを作る
③ 保険外サービスを活用する意義が浸透していない サービスがあっても知られていない、伝わっていない 内容や品質がわからない、トラブル時の対応に懸念がある 公平性の担保が難しい	地域包括ケアシステムの趣旨を住民にわかりやすく伝える 市町村の考え方を地域の専門職等と共有する
	「伝え方」、「伝える内容」を見直す 本人に加え、家族やケアマネジャー等にも伝える
	利用者が試しに利用することが可能なサービスについて情報を提供する 住民や事業者に“目利き”を担ってもらう 事業者側に品質意識を持つよう働きかける 自治体としてサービスの作り込みに関与する
	より多くの事業者に参加する機会を提供する まずは自治体として関係の深い事業者と取り組む
④ 担い手がない、不足している 利用者に経済的負担がかかる サービスが継続しない、広がらない サービス創出の経験がある人材がない	商工部門等と連携して幅広く担い手を募る 地域の現状やニーズを伝え、関心を持ってもらう
	既存の社会資源・サービスを有効活用する 既存の資源の組み合わせる、ネットワークで解決する
	提供者・利用者が意見を出し合える場でサービスを磨く 事業者のメリットを作る、採算性を考慮する 部門横断的な対応や外部の人材の力を使う 中長期的に人材を育てる

保険外サービス活用にあたっては、自治体として、地域の様々な産業との連携・協調による「地域づくり」の視点に立ち、部門横断的な取り組みが必要 →p.38

# 1. 地域包括ケアシステム構築における 保険外サービスの活用について

## 1-1. 地域包括ケアシステムにおける保険外サービス

- 「地域包括ケアシステム」においては、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていただくために、生活支援・介護予防のような分野を含めた「保険外サービス」の充実が必要です。
- 現在、各市町村では、生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、生活支援コーディネーターや協議体と連携しつつ、地域資源の開発や調整のための取り組みが進められています。
- 民間企業・NPO・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等による多様なサービスが充実することで、地域の高齢者の生活の質が高まることが期待されます。

地域の高齢者の多様なニーズに対応するためには、介護保険等の社会保険制度や公的サービスに加え、民間の市場サービスやボランティア・住民主体の活動等の多様なサービスの充実が期待されます。

これからの高齢社会をより質の高いものとしていくためには、一人ひとりの高齢者（生活者）が、自分のニーズや生活スタイルにあったサービスを利用できるよう、多様な選択肢があることが重要だと考えられます。

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」の中でも、各市町村に対して、「多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供」に向けて、「民間とも共同支援して支援体制を構築すること」が期待されています（右上図）。介護保険サービス以外の多様な担い手による保険外のサービスも含めた、包括的な取り組みが求められているといえます。



（資料）厚生労働省老健局振興課  
「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」

### 解説

### 保険外サービスとは

- ・「保険外サービス」に関する明確な定義はありませんが、介護保険制度のサービスではなく、自費で利用するサービスのことです。「公的介護保険外サービス」「介護保険外サービス」「自費サービス」など、様々な呼び方がありますが、本ポイント集・事例集では「保険外サービス」と呼んでいます。
- ・「保険外サービス」には、介護保険が適用されない幅広い分野のサービスが含まれます。例えば、介護保険対象外の生活支援（本人ではなく、ご家族の食事の用意や、庭の手入れ、大掃除など）、日用品以外の買い物や墓参り、旅行の同行・付添い、食事宅配、訪問理美容、安否確認等があります。
- ・「保険外サービス」の利用者は、要支援・要介護認定を受けている方に限りません。要支援・要介護の認定を受けていない高齢者が利用するサービスのうち、自治体が提供する介護予防教室等の公的サービスを除いた部分は、すべて「保険外サービス」と言えます。

## 解説

### 地域包括ケアシステムとは ～保険外サービス活用に取り組む上での「地域包括ケアシステム」の捉え方

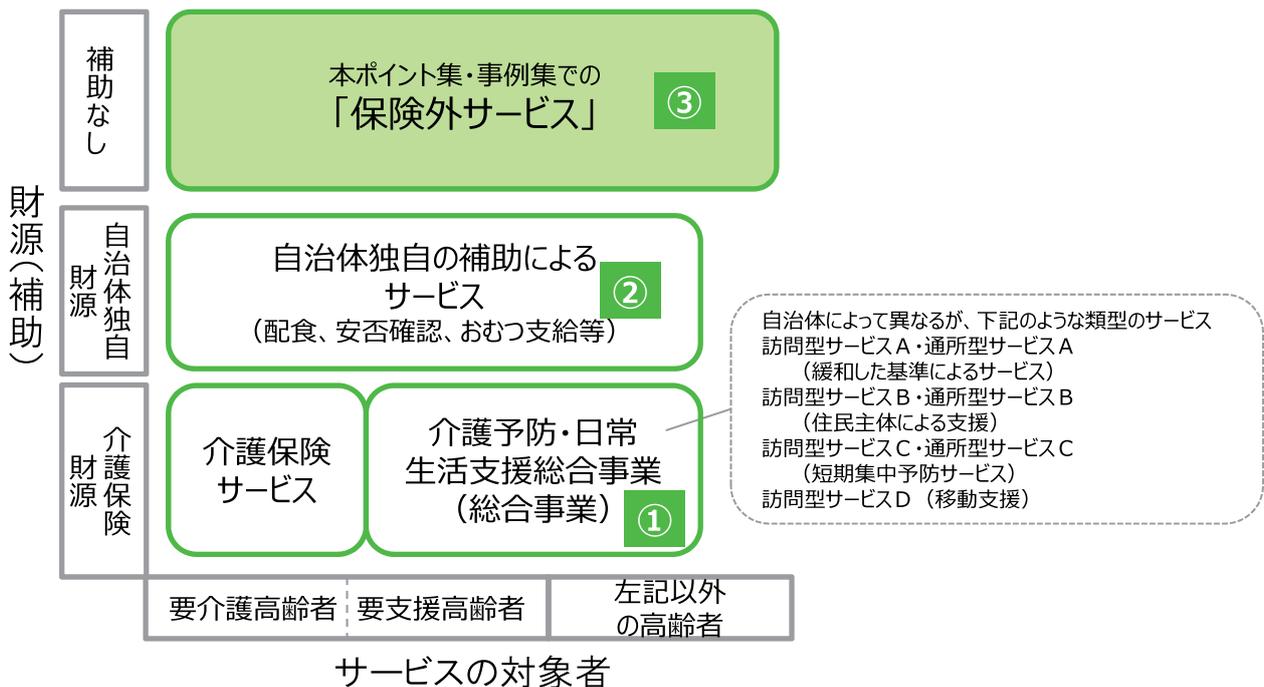
- ・地域包括ケアシステムとは、健康状態やともに暮らす家族の状況に関わらず、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりを目指すものです。
- ・このような地域づくりは、医療・介護・福祉などの制度に基づく公的サービスだけで構成されるものではなく、暮らしを支える様々なサービスや社会資源も組み合わせることで初めて成立します。
- ・各自治体の方々には、その地域に暮らす人々の生活ニーズを捉えつつ、地域づくりのために何ができるかを考え、取り組んでいくことが求められます。

## 解説

### 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)と保険外サービス

- ・高齢者を支える公的サービスには、介護保険サービスに加えて、「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)や自治体独自の補助によるサービスがあります。
- ・2017年4月からすべての自治体で「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が開始されています。これは、要支援者などを対象に、各市町村が地域の実情に応じて、独自にサービス内容・単価・補助の内容を設定できるものであり、市町村によって、その内容は異なっています。総合事業の中には、ボランティア等住民主体で実施する生活援助サービスや通いの場も含まれています(①)。
- ・これ以外に、自治体が独自の財源にて各種のサービス(配食等)に補助を行っている場合もあります(②)。
- ・本ポイント集・事例集で「保険外サービス」と呼んでいるのは、上記の総合事業や自治体独自の補助以外の、公費が投入されていないサービスの部分です(③)。この中には、自費の市場サービスはもちろん、総合事業に含まれない住民同士の有償ボランティアも含まれます。

#### 本ポイント集・事例集における「保険外サービス」



## 1-2. 先行調査から見る高齢者の生活に関するニーズ

- 先行調査結果から、以下のような生活に関するニーズがあることがわかります。
  - 要支援・要介護認定を受けているかどうかに関わらず共通したニーズ
    - ⇒「緊急時の通報・対応」の利用意向が高い  
(在宅生活において「何かあったときの不安」が大きいと推察される)
  - 要支援・要介護認定前
    - ⇒「困りごと」として、買い物、掃除、調理、庭の手入れ、外出・移動等
    - ⇒「定期的に出かけていく居場所」にも一定のニーズ
  - 要支援・要介護の認定を受けている方
    - ⇒「外出の付添い」、「院内介助」、「家族が休むためのサービス」
    - 「買い物代行や電球交換等のちょっとした生活支援」等

これまで、いくつかの自治体では、以下のように、地域の高齢者に対して、日常の困りごとや生活を支えるサービスとしてどのようなものが求められているかなどについて、アンケート調査を実施しています。

アクティブ

要介護

### 高松市 一次・二次予防対象者への調査

(一次予防400名、二次予防400名)

介護予防・生活支援サービスのニーズ

一次予防対象者:

買い物代行、掃除・洗濯・布団干し、  
庭の手入れ、調理

二次予防対象者:

送迎支援、買い物代行、  
居場所活動(介護予防、レク)、外出活動

出所：高松市「介護予防・生活支援サービスに関するニーズ調査結果」  
(平成27年10月)

### 豊島区 要支援・要介護高齢者への調査

(187名)

・利用したことがある自費サービス:

「外出への付添い」15%、「院内介助」15%  
利用していないは59%

⇒41%は何らかの自費サービスを利用

・利用したい自費サービス:

「緊急時対応」30%、「外出付添い」26%  
利用したいものは特になし35%

⇒65%は何らかの  
自費サービスの利用を希望

出所：豊島区「選択的介護モデル事業ワーキンググループ報告」  
(平成29年9～10月)

### 奈良県 65歳以上の介護を要しない 高齢者への調査(1,800名)

【日常的に受けたいと思う生活支援サービス】

「食事の支援」49%、「掃除」48%

「買い物支援」42%、「移動の支援」34%

「ゴミだし・庭掃除」32%

【医療・介護以外に身近なところがあればよいサービス】

「緊急時の通報システム」26%

「配食や食事の提供」18%

「(介護保険外の)家事代行」11%

「安否確認」10%

出所：奈良県「高齢者の生活・介護等に関する実態調査結果概要」  
(平成29年3月)

### 横浜市 要支援・要介護高齢者への調査

(要支援613名、要介護2,038名)

・今後利用したい介護保険以外のサービスについては、要支援では「緊急時の通報装置」22%、「買い物代行・同行、部屋の電球の取替えなど、ちょっとした生活支援サービス」20%等、自立生活を支援するサービスの利用意向が高い。

・一方、要介護では

「緊急時の短期入所サービス」26%

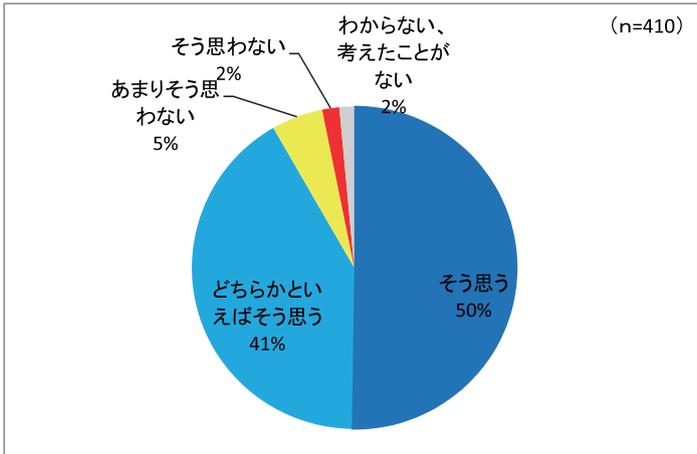
「歯科・眼科などの訪問診療」「家族が休むための短期入所サービス」がともに20%となっている

出所：横浜市健康福祉局「横浜市高齢者実態調査報告書」  
(平成26年3月)

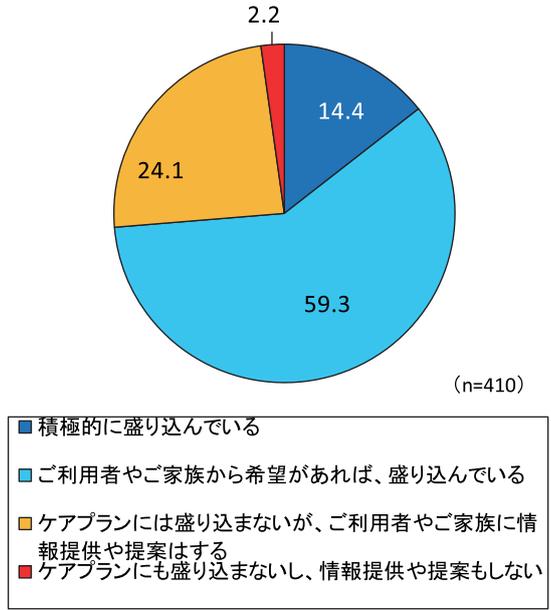
# 1-3. 先行調査から見るケアマネジャーの意識と活用実態

- ケアマネジャーの約9割が「ケアプランは、保険外サービスも含めて検討・作成すべき」と答えています。
- 実際、7割を超えるケアマネジャーが、「ケアプランに保険外サービスを盛り込んでいる」と答えています。

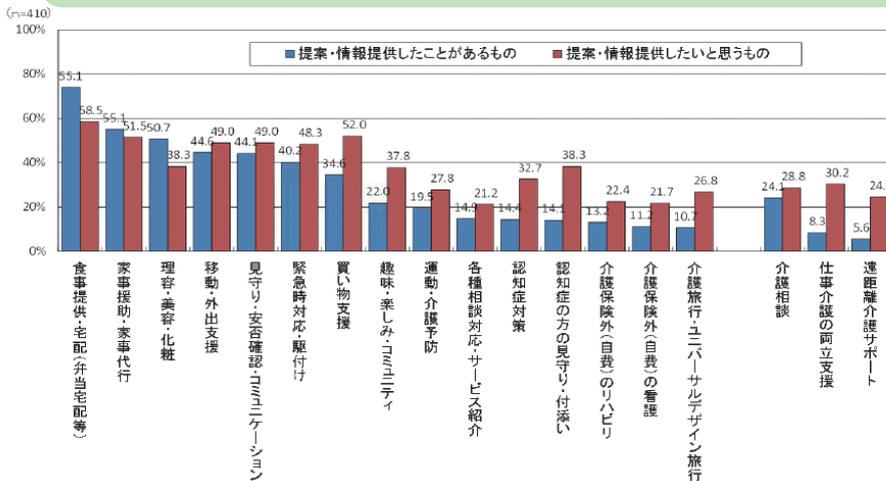
保険外サービスに関する意識  
 <ケアプランは、介護保険内だけではなく、  
 保険外サービスも含めて幅広く検討し、作成するべきだ>



ケアプランに  
 保険外サービスを盛り込む頻度



- ケアマネジャーが提案・情報提供したことがあるものとして、「食事提供・宅配」「家事援助・代行」「理容・美容・化粧」「移動・外出支援」「見守り・安否確認」「緊急時対応」「買い物支援」等が上位にあがっています。
- 提案・情報提供したいものとしては、上記に加えて、「認知症の方の見守り・付添い」、「旅行」、ご家族に対する「仕事と介護の両立支援」等が目立ちます。



【調査概要】  
 ・調査対象：インターネットインフィニティー社の「ケアマネジメントオンライン」を利用するケアマネジャー (有効回答410名)  
 ・調査時期：2017年1月19日(木)～1月25日(水)  
 ・調査方法：Webアンケート調査

(資料) 株式会社日本総合研究所「平成28年度老人保健健康増進等事業 介護に取り組む家族の支援に資する民間サービスの普及・促進に関する調査研究事業」

# 1-4. 本ポイント集・事例集における保険外サービスの対象・内容

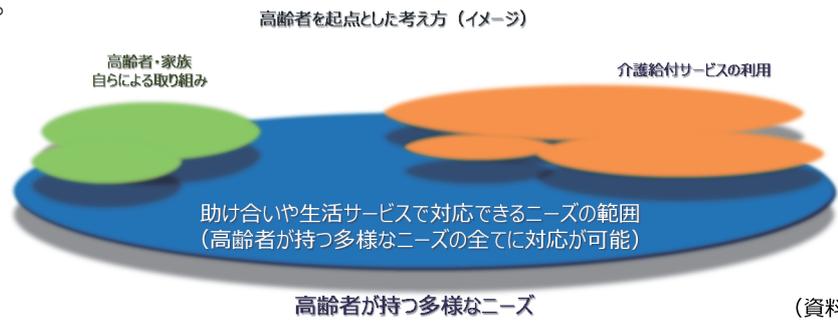
- ▶ 対象(利用者): 要支援・要介護認定を受けているかどうかに関わらず、地域の幅広い高齢者およびその家族がその対象です。
- ▶ サービス内容: 「困りごとの解消」に留まらず、「楽しみ・喜び」につながるものまで「自分らしい暮らし」を実現する幅広いサービスが考えられます。

## 対象(利用者)

地域包括ケアシステムは、要支援・要介護認定を受けた高齢者のためだけのものではありません。認定を受けていない方も含めた地域の高齢者をその対象ととらえる必要があります。従って、自治体が保険外サービスの活用を考える際も同様に、健康な方を含めた地域の幅広い高齢者を対象として考えるべきです。同時に、介護保険サービスではカバーできない要介護者の家族も視野に入れることが重要です。

## サービス内容

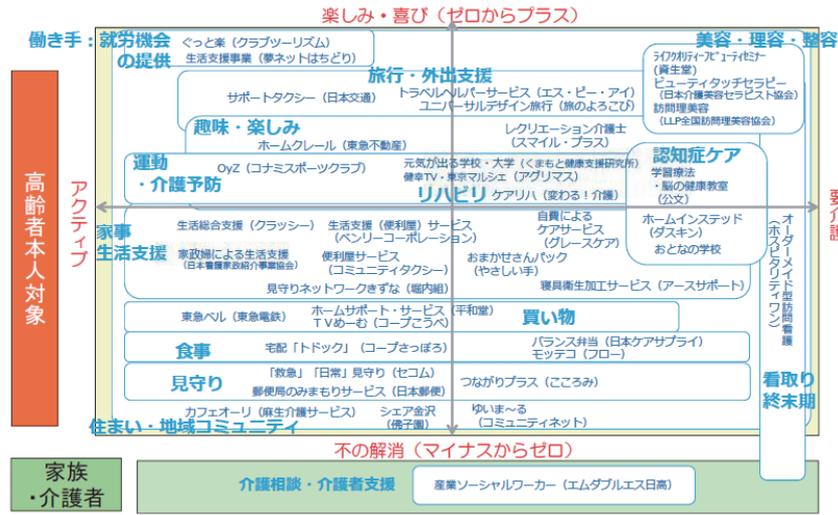
暮らしは、もともと「助け合い」や市場サービスがあって成り立っています。従って、保険外サービスについては、介護保険サービスからの「上乘せ」や「横だし」に留まらない幅広い内容があるはずです。



(資料) 株式会社日本総合研究所

## サービス事例

2016年3月に発刊された「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスに関する参考事例集」では、下図の通り、様々な保険外サービスの事例が取り上げられています。対象としてお元気な高齢者から、介護が必要な方まで、サービスの内容も、「見守り」「食事」「買い物」といった生活の基盤を支えるものから、「旅行・外出支援」「趣味・楽しみ」といった楽しみや喜びにつながるものまで様々なサービスが既に提供されています。「仕事と介護の両立支援」など、家族・介護者向けのサービスも出てきています。



(資料) 厚生労働省・農林水産省・経済産業省 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスに関する参考事例集」

## 1-5. 保険外サービスの担い手

- 保険外サービスは、介護保険事業者や住民、NPO・ボランティア団体に限らず、暮らしを支える様々な民間事業者、とりわけ地域に密着した事業者による提供が大いに期待されます。
- これらの事業者を地域資源として捉える視点が必要です。

保険外サービスは、「自分らしい生活」を続けていくためのものですから、地域住民の暮らしを支える百貨店・スーパー、薬局・ドラッグストア、コンビニエンスストアといった事業者や、鉄道会社、タクシー会社など輸送・移送事業者、他にも、理美容店、外食店、フィットネス・レジャー・娯楽施設といった様々な事業者が担い手になりえます。

全国展開の大手事業者だけでなく、地域密着で住民の生活を支えている商店街の商店や町の電気店なども重要な提供主体です。

自治体には、これらの多様な主体を地域資源として捉え、連携しながら、「高齢になったり、介護が必要になっても暮らしやすい街づくり」を進めていくことが求められます。



## 2. 地域の保険外サービスの充実において、自治体に期待される役割

### 2-1. 保険外サービス活用における課題

- ▶ 利用者にニーズがあり、ケアマネジャーも必要性を感じている一方で、保険外サービスを活用する際の課題として、先行調査から以下の点があげられます。
  - a. 情報不足: 住民・関係者がサービスについての十分な情報を持っていない
  - b. ニーズ把握: サービス提供側が住民のニーズをつかめていない
  - c. 資源不足: 地域のニーズにあった必要なサービスがない、続かない

#### 【a. サービスに関する情報不足】

ケアマネジャーは、「保険外サービスを提案する際の課題」として、「価格」について、「どのサービスや事業者が良質・安全かわからない」(64.9%)、「サービスの情報が足りないので事業者にアプローチできない」(37.1%)といった「サービス利用に関わる情報不足」を上位にあげています。事業者側は、34.9%が「サービスの有効性の認知度向上」を課題としてあげています。

#### 【b. ニーズの把握】

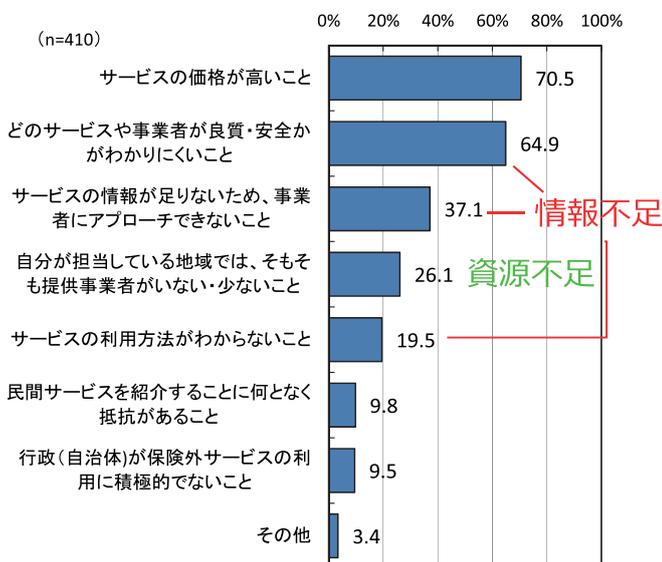
ケアマネジャー側からは「サービス提供価格」(70.5%)、事業者側からは「利用者の確保」(49.0%)があがっており、地域のニーズにマッチしたサービスを提供することが難しいことがうかがえます。

#### 【c. 資源・担い手の不足】

ケアマネジャー向け調査では「そもそも提供事業者がいない・少ない」も26.1%にのぼっています。

#### ケアマネジャーが保険外サービスを活用する際の課題

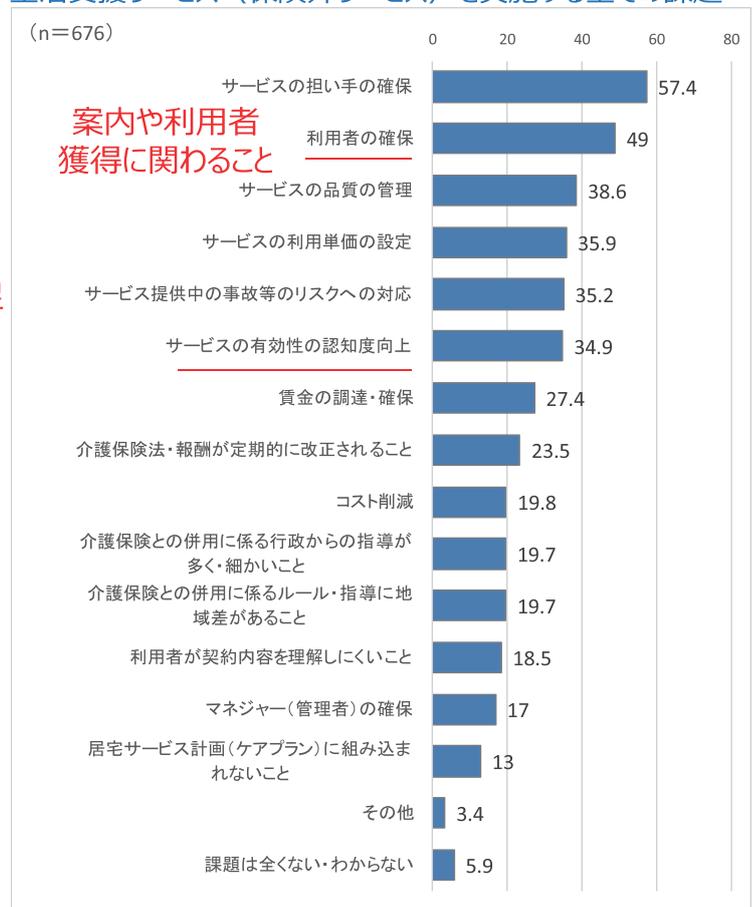
保険外サービスをケアプランに盛り込んだり、情報提供を行う際に難しいと感じること



(資料) 株式会社日本総合研究所  
「介護に取り組む家族の支援に資する民間サービスの普及・促進に関する調査研究事業」平成29年3月

#### 事業者(介護保険事業)が保険外サービスを実施する際の課題

生活支援サービス(保険外サービス)を実施する上での課題

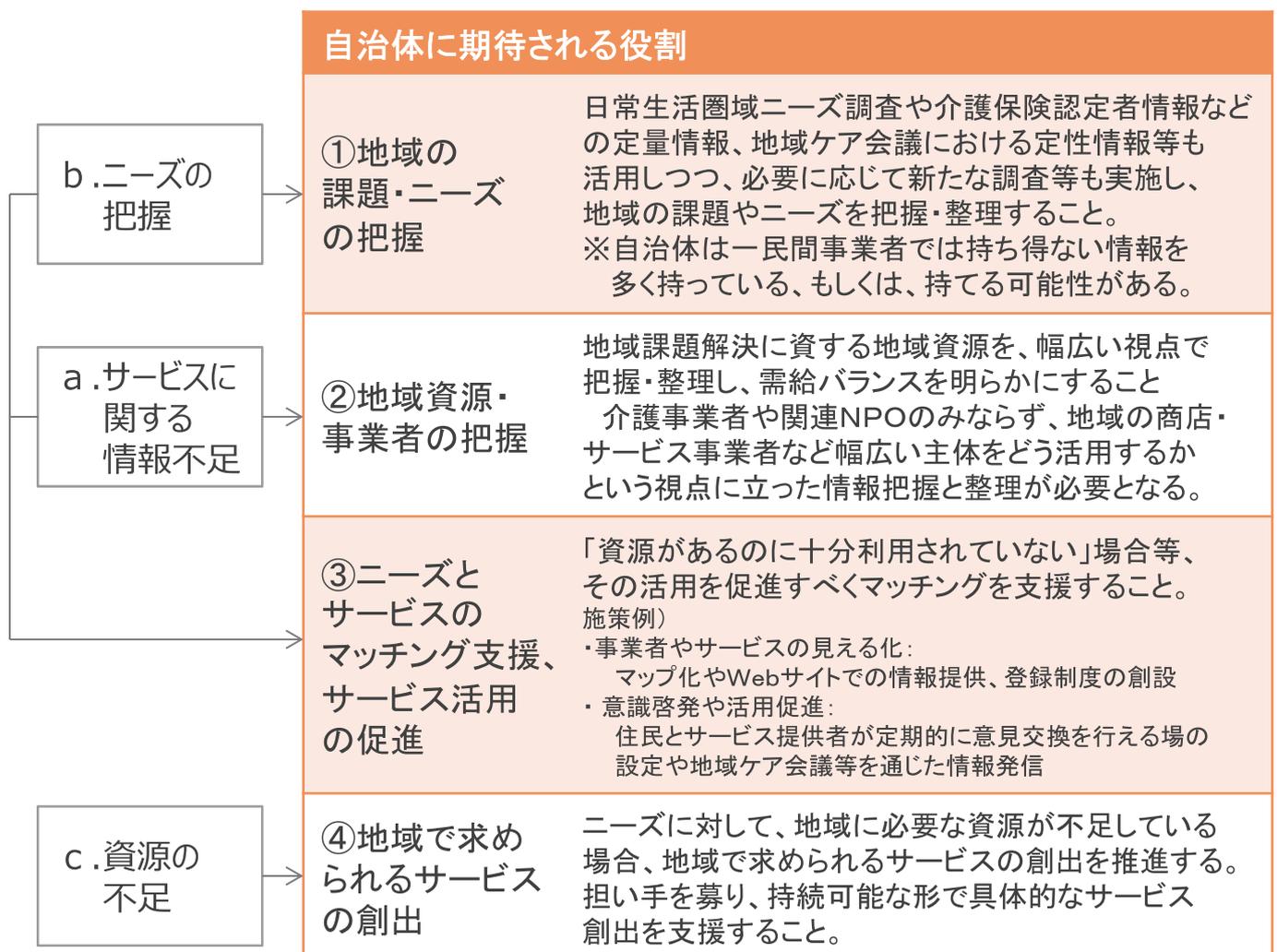


(資料) 株式会社日本総合研究所  
「介護サービス事業者による生活支援サービスの推進に関する調査研究事業」平成26年3月

## 2-2. 自治体に期待される役割 ① 4つの機能

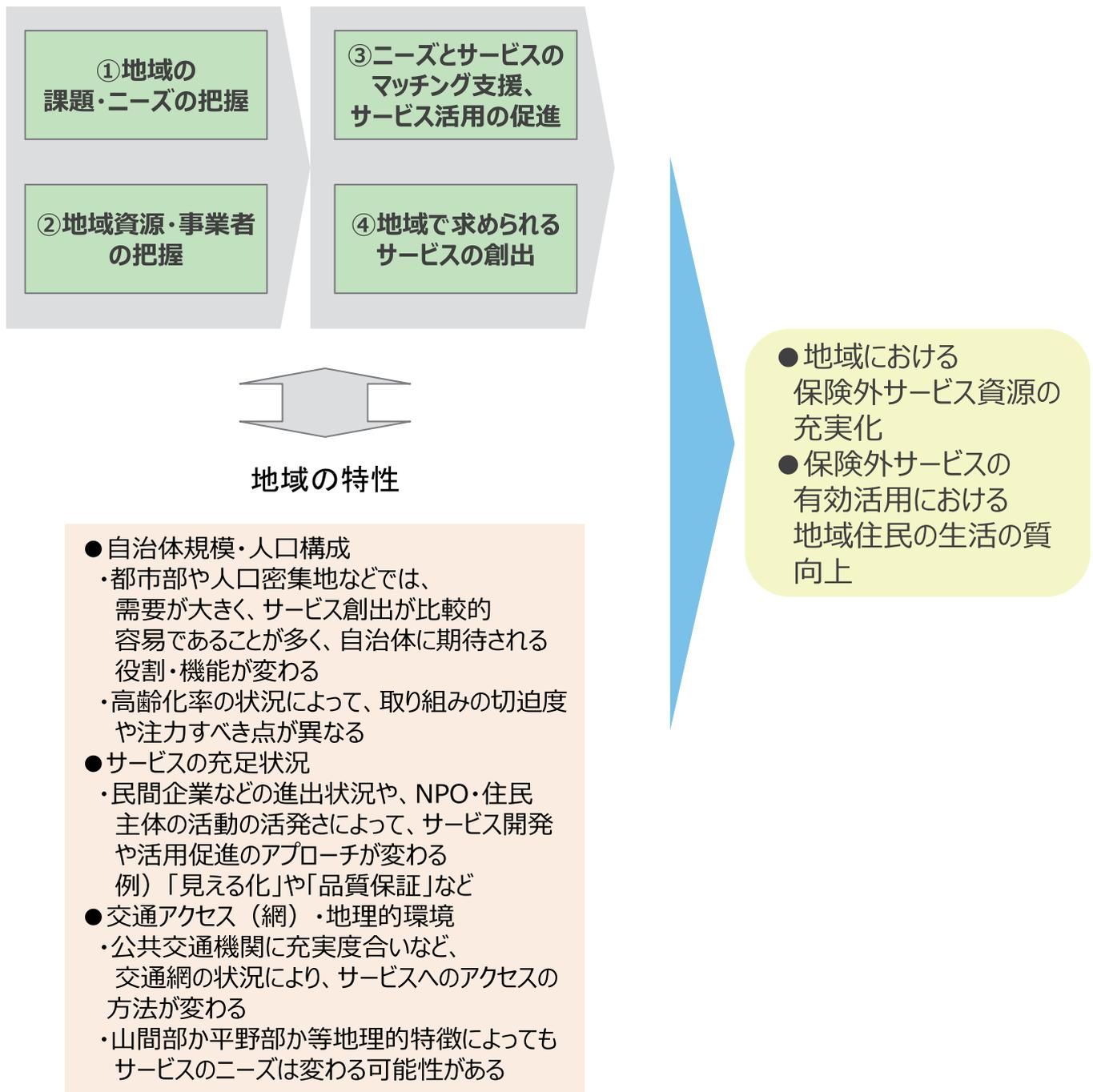
➤ 前ページの保険外サービス活用の課題解決に向けて、自治体には以下のような役割が期待されます。

- ①地域課題やニーズを把握(利用者側の情報の収集と分析)し、②資源・事業者を把握(提供者側の情報の収集と分析)した上で、③サービス利用者目線での情報発信(「見える化」)などにより、ニーズとサービスのマッチングを支援する。
- ①②をもとに、不足しているサービスについては、住民・事業者と協力しながら、サービス創出の場づくり、仕組みづくりを支援する。



## 2-2. 自治体に期待される役割 ② 4つの機能の地域差

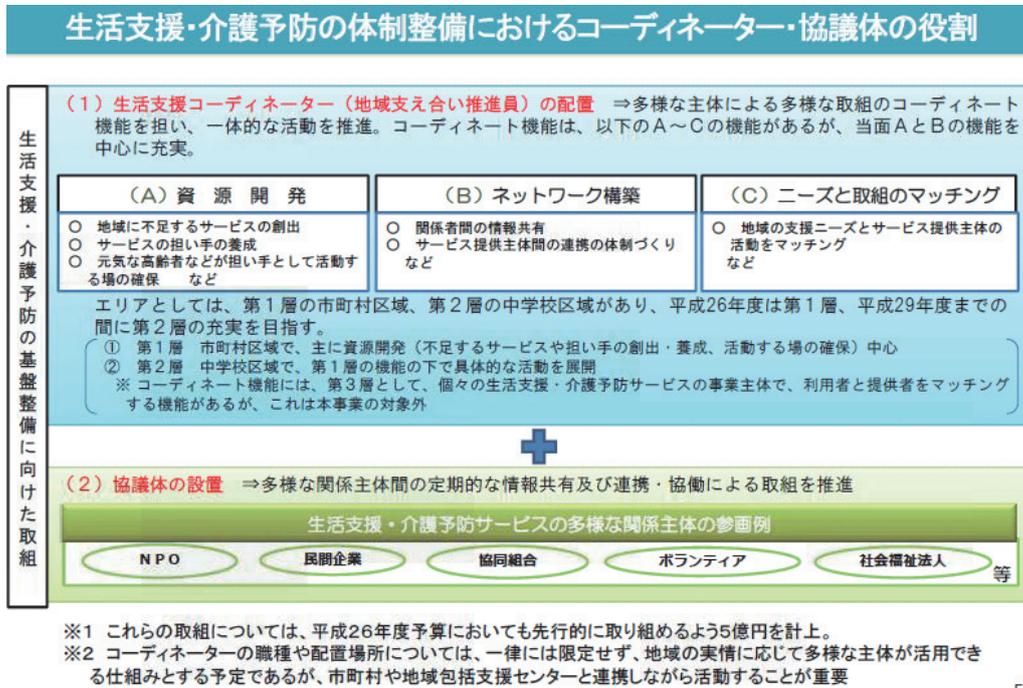
➤ 地域の状況は様々であるため、地域の実情にあわせて、4つの役割・機能のうち、自治体への期待の大きいところから取り組んでいく必要があります。



## 2-2. 自治体に期待される役割

### ③生活支援コーディネーター・協議体との関連

- 自治体には、生活支援コーディネーターの活動や、より広域なレベルでの資源開発、ニーズと事業者のマッチング等に取り組んでいくことが期待されます。



#### 解説

#### 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)とは

- 「関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する」ことが設置の目的とされています。
- 常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定されず、地域の実情に応じて自治体が配置を行うこととなっています。
- 特に資格要件はありませんが、「特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい」とされています。

#### 解説

#### 第1層、第2層とは

- 第1層とは市町村全域、第2層は日常生活圏域(中学校区域等)のことを指します。第1層、第2層それぞれに生活支援コーディネーターが配置され、連携しながら、地域資源の把握・開発、ニーズとのマッチングを行うこととされています。

#### 解説

#### 協議体とは

- 市町村が主体となって、多様な担い手同士の情報共有や連携・協働による資源開発等を推進するための場です。
- 参加者は行政機関(市町村、地域包括支援センター等)、コーディネーター、地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)とされています。